

計画の性格と位置づけ

- ◆「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、また国の「第4次男女共同参画基本計画」及び「第4次福岡県男女共同参画計画」を勘案して策定した、大野城市の男女共同参画計画です。
- ◆「大野城市男女共同参画条例」第10条に基づく基本計画です。
- ◆「第5次大野城市総合計画後期基本計画」と整合した計画です。
(リーディング・プロジェクトI・テーマ4「人権・男女共同参画」及び分野別プラン①-5「男女共同参画社会の実現」)
- ◆市がめざす男女共同参画のまちづくりの方向性を明らかにする総合的な計画であるとともに、家庭・職場・地域において、市民・事業者・市民団体等がそれぞれの立場から自主的かつ積極的な活動を行うための目標・指針となるものです。

計画の期間 平成30年度からの5年間 (2018～2022年度) としています。

計画策定の方法

- (1) 平成28年度に実施した市民意識調査や企業・事業所調査、その他各種調査結果を基礎資料としています。
- (2) 国や県が策定した関連計画や、市が策定した各種計画等を勘案し、整合や連携を考慮した上で策定しています。
- (3) 市の関係課(所)による検討や、職員全体に募集した意見をもとに作成した計画案について、パブリック・コメント等を通じて広く市民に意見を求め、その内容を取り入れながら策定しています。
- (4) 有識者や市民、関係団体の代表者等を委員とする「大野城市男女共同参画審議会」に諮問し、(1)～(3)の内容や結果などについても審議しながら、最終的に受けた答申の内容をもとにして策定しています。

指標 計画の実行度・進み具合を測るために「指標」を設定し、計画策定時(平成28年度)の実績値と、計画の最終年度にめざすべき目標値を示しています。

主な指標(抜粋)

関連する実施計画	指標	実績値(28年度)		目標値
1-1～1-5	社会全体で「男女の地位は平等である」と感じている市民の割合(市民意識調査)	16.1%	➡	25.0%
2-1～2-4	「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な市民の割合(市民意識調査)	56.2%	➡	65.0%
3-1	審議会等における年度当初の女性委員登用率	38.5%	➡	42.0%
4-1～4-7	ワーク・ライフ・バランスがとれている(どちらかといえばとれている)と感じている市民の割合(市民意識調査)	45.0%	➡	60.0%
5-3	男女共同参画に関連したテーマの出前講座等の実施回数	5回	➡	10回
6-4	防災会議における女性委員の登用率	20.0%	➡	30.0%
7-1 7-3	DV被害者相談窓口の市民の認知度(市民意識調査)	69.4%	➡	85.0%
8-2	国際的な男女共同参画の動向に関する研修会・講座への参加者数	21人	➡	50人

※ 計画の全文を、市のホームページに掲載しています … [第4次大野城市 男女 計画](#) で検索ください



大野城市 企画政策部 人権男女共同参画課

〒816-8510 大野城市曙町2丁目2番1号
電話 092-580-1840 / FAX 092-573-5380
メール jinken@city.onojo.fukuoka.jp

第4次大野城市男女共同参画基本計画【概要版】

～ 実感のある男女共同参画都市をめざして～

計画策定の背景と趣旨

【国・社会では】

- ◆平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行されて以来、国による男女共同参画施策が次々と打ち出されましたが、男女格差はまだまだ解消に向かっているとはいいがたく、男女平等の実現度は世界的にみても低い水準にとどまっています。
- ◆配偶者や恋人間の「ドメスティック・バイオレンス(DV)」相談件数の増加など、性に基づく暴力被害が深刻化しています。
- ◆平成27年8月の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)の成立とともに、男女とも家事・育児に参加し、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を充実させる「働き方改革」が注目を集めています。

【大野城市では】

- ◆県内初の「男女共同参画都市宣言」(平成9年)以来、平成18年に「大野城市男女共同参画条例」を制定し、大野城まどかぴあ内の「男女平等推進センター(アスカール)」を拠点として、様々な取り組みを行ってきました。
- ◆「大野城市女性計画」(平成5年)、「大野城市男女平等推進プラン」(平成15年、後に「大野城市男女共同参画基本計画」に改称)、「第3次大野城市男女共同参画基本計画」(平成25年)を策定し、男女共同参画施策を推進してきました。

このように、国や各自治体で男女共同参画の取り組みが数多く推進されてきた一方で、「**旧来の意識や慣習**」「**性に基づく人権侵害**」が根強く残り、男女共同参画社会の実現を阻害しています。

このことから、「第3次大野城市男女共同参画基本計画」の期間満了に伴い、これまでの成果や課題、各種調査結果や国・県の動向などを勘案し、実効性のある「**第4次大野城市男女共同参画基本計画**」を策定するものです。

参考 市民意識調査より

大野城市では平成28年10月に、市民2,000人を対象とした「男女共同参画市民意識調査」を行いました。

問い(A) 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

	前回(H23)	今回(H28)	
同感しない	23.2%	29.7%	➡ 増加
あまり同感しない	26.7%	26.5%	
ある程度同感する	41.8%	34.8%	➡ 減少
同感する	3.2%	2.7%	

否定派 +6.3ポイント
肯定派 -7.5ポイント

問い(B) 社会通念、慣習、しきたりにおいて、男女の地位は平等になっていますか

	男性回答	女性回答
男性の方が優遇されている	19.7%	35.4%
どちらかといえば男性の方が優遇されている	56.0%	47.9%
男女とも平等だと思う	15.5%	8.9%
どちらかといえば女性の方が優遇されている	1.8%	0.3%
女性の方が優遇されている	0.4%	0.2%

問い(A)の結果によれば、前回(平成23年)の調査時に比べて、「男は仕事、女は家庭」といった考えに否定的な人が増えており、このような旧来からの「固定的性別役割分担意識」は、年々薄れてきていることがわかります。
一方、問い(B)の結果からは、社会通念や慣習等でいまだに「男性が優遇されている」と考える人の割合が高くなっており、実態として男女の地位は平等であるとはいいがたい現状がうかがえます。

※ その他の調査結果は、市のホームページに掲載しています [大野城市 男女 意識調査](#) で検索ください

計画において取り組むべき課題

(1) 男女共同参画意識の醸成

男女共同参画の意義や、その実現によって得られる豊かさなどを広く市民に周知し、男女共同参画意識のさらなる醸成を図っていくことは、大変重要な課題であるといえます。

(2) 女性活躍の推進と、ワーク・ライフ・バランスの充実

あらゆる分野で女性が男性と対等に活躍し、意思決定の場に参画できるようにするためには、家族や周囲の理解や支え、特に「男性が家事や育児、介護等に積極的に参加し、男女で役割を分担していくこと」が重要です。

また、男女ともに自らの働き方や暮らし方を見直し、ワーク・ライフ・バランスを充実させるなどの「働き方改革」の動きも進められており、市でもこれらの取り組みを進めていきます。

(3) 地域活動や防災・災害時の活動における男女共同参画の推進

地域課題の解決のために、地域における男女共同参画の取り組みは不可欠なものであり、全国的にも先進のコミュニティ都市である大野城市では、男女共同参画の取り組みの成否が、将来のまちづくりを大きく左右するといえます。

また、防災対策や災害時の支援活動に対する社会の関心が高まる中で、平成23年に出された国の「防災基本計画」にも、女性をはじめとする生活者の意見を反映することが盛り込まれています。

(4) 配偶者からの暴力などの性に基づく暴力の防止と被害者の保護

DVやセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)、ストーカー行為などは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害ですが、これらのような性に基づく暴力の被害件数は、年々増加しています。



総合目標 実感のある男女共同参画都市をめざして

大野城市を今後よりよい都市に発展させていくために、男女共同参画を推進してまちに豊かさや潤いを与え、市民の日常生活に満足感・幸福感・安心感といった「実感」を広めていくことが重要です。

基本目標 「大野城市男女共同参画条例」に掲げる8つの基本理念を、基本目標として定めます。

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (1) 男女の人権の尊重 | (2) 社会における制度や慣行についての配慮 |
| (3) 政策や方針の立案と決定への参画 | (4) 家庭生活と他の活動との両立 |
| (5) 教育の場における男女共同参画の推進 | (6) 健康で安全な生活を営む権利の尊重 |
| (7) 性に基づく暴力の根絶 | (8) 国際社会との協調 |

※ 基本目標(2)～(4)は、「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づく市町村推進計画と位置づけています。
 ※ 基本目標(7)は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画の性格を持つものです。



計画の体系と具体的施策

総合目標 「実感のある男女共同参画都市をめざして」

基本目標 (条例に掲げる8つの基本理念)	実施計画 (うち は重点計画)	
1. 男女の人権の尊重	1-1 男女共同参画意識の普及啓発	
	1-2 市広報やホームページ等による情報発信の強化	
	1-3 「人権教育・啓発基本指針」に基づく取り組みの推進	
	1-4 市職員を対象とした研修の充実と、意識調査の実施	
	1-5 男女共同参画の視点による広報物の作成	
2. 社会における制度や慣行についての配慮	2-1 地域女性リーダー養成のための講座などの実施	
	2-2 地域における女性役員登用の啓発	
	2-3 男女共同参画活動団体への支援	
	2-4 事業所における男女共同参画の推進	
3. 政策や方針の立案と決定への参画	3-1 各審議会などへの女性登用の促進	
	3-2 男女共同参画推進に向けた人材の把握・活用	
	3-3 男女平等に基づく職務分担の実施	
4. 家庭生活と他の活動との両立	4-1 市職員に対する育児・介護休業制度の周知と取得の推進	
	4-2 仕事や社会活動と家庭の両立のための子育て支援事業の充実	
	4-3 介護・障がい福祉サービス事業の充実	
	4-4 ひとり親家庭の自立支援	
	4-5 女性の再就職や起業に関する支援	
	4-6 男性に対する啓発事業の実施	
	4-7 両立支援のための企業・事業所への啓発	
5. 教育の場における男女共同参画の推進	5-1 教育者・保育者を対象とした男女共同参画研修の実施	
	5-2 小中学校における男女共同参画教育の充実	
	5-3 出前講座の実施	
	5-4 男女共同参画関連の図書・教材の充実	
	5-5 国内の研修会への市民参加の支援	
6. 健康で安全な生活を営む権利の尊重	6-1 母子保健施策の充実	
	6-2 ライフステージに応じた保健事業の推進	
	6-3 生涯にわたるメンタルヘルスケアの充実	
	6-4 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害支援体制の整備	
7. 性に基づく暴力の根絶	教育・啓発	7-1 女性等に対する暴力の防止に関する啓発
		7-2 デートDVに関する研修の実施
	相談窓口	7-3 関係機関、民間団体の相談窓口の周知
	被害者支援	7-4 DV被害者の保護と支援
	支援体制	7-5 庁内関係部署の連携
		7-6 相談業務に従事する職員への研修の実施
		7-7 関係機関・民間団体との連携
8. 国際社会との協調	8-1 男女共同参画に関する国際的動向の発信	
	8-2 国際的動向に関する研修などの実施	
★ 男女共同参画推進体制	★-1 庁内における男女共同参画推進体制の充実	
	★-2 基本計画の進捗状況の検証と公表	
	★-3 市民意識調査の実施	
	★-4 施策などに関する苦情の処理	